

第 1 5 号様式（第 3 7 条関係）

（第 1 面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6 年 6 月 27 日	
山梨県知事	
長崎 幸太郎 殿	
提出者	
住 所 山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1488	
氏 名 株式会社アスクテクニカ	
取締役社長 海宝 俊幸	
電話番号 055-272-1151	
山梨県生活環境の保全に関する条例第6 2 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社アスクテクニカ
事業場の所在地	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1488
計画期間	令和6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	2 8 億円
③ 従業員数	1 1 6 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 廃プラスチック類 中間処理業者で圧縮・破砕処理 → 埋立処分（安定型） 中間処理業者で破砕処理 → 固化燃料として再利用 ・ 無機汚泥 中間処理業者で薬注固化処理 → 埋立処分（安定型） ・ 廃油 中間処理業者で油水分離処理 → 水分放流 ・ 木くず 中間処理業者で破砕処理 → 原料として再資源化

（日本工業規格 A 列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者	取締役社長	廃棄物削減目標の設定
管理責任者	生産部長	①廃棄物処理方針の策定 ②産業廃棄物関連規定の改廃 ③廃棄物処理に関する各種事項の決定と承認 ④廃棄物処理計画案の承認
特別管理産業 廃棄物管理責任者	管理者	①廃棄物処理計画案の策定 ②廃棄物管理状況の把握 ③廃棄物処理業者の管理 ④社員や関連会社に対する教育 ⑤各監督官庁への各種報告

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ R5 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥	廃油	木屑
	排出量	346.0 t	196.6 t	0 t	7.0 t
	(これまでに実施した取組) ・ 工程改善として摩擦材の研磨量低減 ・ 廃棄物のリサイクル化				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥	廃油	木屑
	排出量	328.7 t	186.8 t	3.0 t	6.7 t
	(今後実施する予定の取組) 上記取り組みを継続する R5年度の廃油は0 tであったが、R6年度に設備メンテナンスを予定している。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程ごとに発生したものをそれぞれ保管分類場所ごとに保管する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取り組みを継続していく

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	廃プラスチック類	廃油
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	廃プラスチック類	廃油
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類_	廃プラスチック類	廃油
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類_	廃プラスチック類	廃油
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ R5 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	汚泥	廃油	木屑
	全処理委託量	346.0 t	196.6 t	0.0 t	7.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	323.6 t	196.6 t	t	7.0 t
	再生利用業者への処理委託量	22.4 t	t	0.0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				

(第5面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類_	廃プラスチック類	汚泥	廃油	木屑
	全処理委託量_	328.7 t	186.8 t	3.0 t	6.7 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	307.4 t	186.8 t	t	6.7 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	21.3 t	t	3.0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄					

(第 6 面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。